

令和4年5月25日

職員各位

特定非営利活動法人にじのかけ橋
理事長 鈴木 俊昭

職員諸手当の改定について

日頃より当法人並びに各障がい福祉サービス事業の運営にご尽力いただき深くお礼申し上げます。さて、コロナウイルス感染流行や制度の変更により事業所の運営は大変厳しい状況が続いております。お米を販売させていただき職員さんへの諸手当の財源の確保などをしてきましたが協力者が少なく苦慮している状況です。

つきましては、下記に諸手当の変更をさせていただきたくご承知ください。

今後も可能限り、国等の制度を活用して運営の安定を図ってまいりますので一人一人の利用者様の支援につきまして引き続きご尽力お願いいたします。

記

給与改定日 令和4年4月1日（5月給与支給）

諸手当改定内容

- | | | |
|---|------|--|
| 1 | 交通費 | 現状規定と同様、交通費 公共交通機関 実費
但し、週5日未満の勤務の方は日数に応じた額とする |
| 2 | 住宅手当 | 現状規定と同様
* 契約書提出 |
| 3 | 役職手当 | 管理者 50,000円
* 残業は、支給なし
主任手当 20,000円
業務手当 * 業務上理事長が認めた者 |
| 4 | 家族手当 | 配偶者 12,000円
18歳以下（大学生22歳まで、専門学校生は20歳）
まで
第1子 8,500円
第2子 5,000円 |
| 5 | 送迎手当 | 月額15,000円
管理者が必要と認めた者 |

- | | | |
|-----------------------|--|---------------|
| 6 処遇改善手当 | 正規職員 | 15,000円 |
| | パート職員 | 5,000円 |
| 7 処遇改善特別手当 | 正規職員 | 10,000円 |
| | 準職員 | 8,000円 |
| | パート職員 | 5,000円 |
| | アルバイト及び試用期間中は支給無し | |
| 8 処遇改善臨時手当 (2月から9月まで) | 一律 | 3,000円 |
| | 試用期間中は支給無し | |
| 9 資格手当 | | |
| 1 有資格者 | | 5,000円 |
| | 2 サービス管理責任者 | 30,000円 |
| | * 仕事に従事しているもの | |
| | 3 介護、社会福祉士 | 10,000円 |
| | | * 仕事に従事しているもの |
| 4 その他 | 研修費用支援します。受講料。 | |
| 10 休暇 | 初年度10日支給、他に、誕生日休暇1日を支給する
以下、労働基準法の定めに依る
週5日未満の勤務の方は労働基準法の定めに依る日数と誕生日
休暇1日を支給する
原則、事前に届け出が必要。 | |
| 11 その他 | 会社の車両及び利用者への支援内容(苦情等)があった
場合は、賃金を一定額減額することとする。 | |